

令和7年度 空き家購入移住奨励金 交付申請手続き

1. 交付対象者

次に掲げるすべての要件を満たす世帯員で構成された世帯

- (1) 転入する直前の10年間のうち通算5年以上、市外に居住し、かつ、転入する直前に、連続して1年以上、市外に居住していた世帯
- (2) 本市以外に居住していた者で、本市への転入にともない空き家物件を取得しようとする者、または、本市に転入し5年を経過しない者であって、定住のための空き家物件を取得しようとする者
- (3) 申請者又はその配偶者の年齢が奨励金の交付申請年度の4月1日現在で49歳以下の者
- (4) 世帯全員が市税等の滞納がない者
- (5) 世帯構成員が伊万里市暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員若しくはこれらに準ずる者又はその構成員でない者
- (6) 過去に移住・定住に関する助成金の交付を受けたことがない者
- (7) 移住・定住に関する広報活動に協力できる者
- (8) 所有者等と3親等以内の親族でない者

※奨励金交付後、5年以内に転出した場合は、奨励金を返還していただくことになります。

2. 対象住宅

- (1) 伊万里市空き家情報バンクに登録された空き家住宅（一戸建て専用住宅及び併用住宅）
- (2) 令和7年2月1日から令和8年1月30日までに、交付対象者名義で所有権移転登記が完了する空き家住宅。

※空き家購入に係る取得価格が200万円を超える住宅であること。

※併用住宅は、居住部分の面積割合が2分の1以上であること。

※対象外物件（相続、贈与、移転補償、損害賠償、その他取得対価を伴わない事由により取得した住宅）

3. 奨励金内容

転入奨励金	子育て加算	地域指定加算
30万円	30万円／人	20万円

※子育て加算は、申請年度の4月1日現在で18歳未満の子を対象とする。

ただし、申請年度の4月2日から交付申請時まで生まれた子についても、子育て加算の対象とする。

※地域指定加算の対象となる地域

伊万里地区（平山、岩立、木須東）、牧島地区（木須西、本瀬戸、中通、早里、漁港）、大坪地区（永山、屋敷野、上古賀、下古賀、みどりが丘、あさひが丘）、大川内町（岩谷、小石原、市村、市山、大川内山、正力坊、吉田、福野）、黒川町（福田、浦潟、干潟、奥野、塩屋、浦分、黒塩、椿原、清水、横野、立目、牟田、花房、畑川内、長尾、真手野、名村団地）、波多津町、南波多町（古川、笠椎、大川原、府招下、府招上、原屋敷、井手野、高瀬、開拓、大曲、水留、古里、谷口、重橋）、大川町、松浦町（東分、下分、下平、梅岩、岳坂、村分、藤川内、久良木、宿分、上分、中通、金石原）、二里町（川東、福母、作井手、中田、吉野、川内、古子）、東山代町（福和、日尾、天神、脇野、浦川内、東大久保、大久保、福住、国見、下分、滝川内、辻の堂、川内野）、山代町

4. 交付申請の流れ

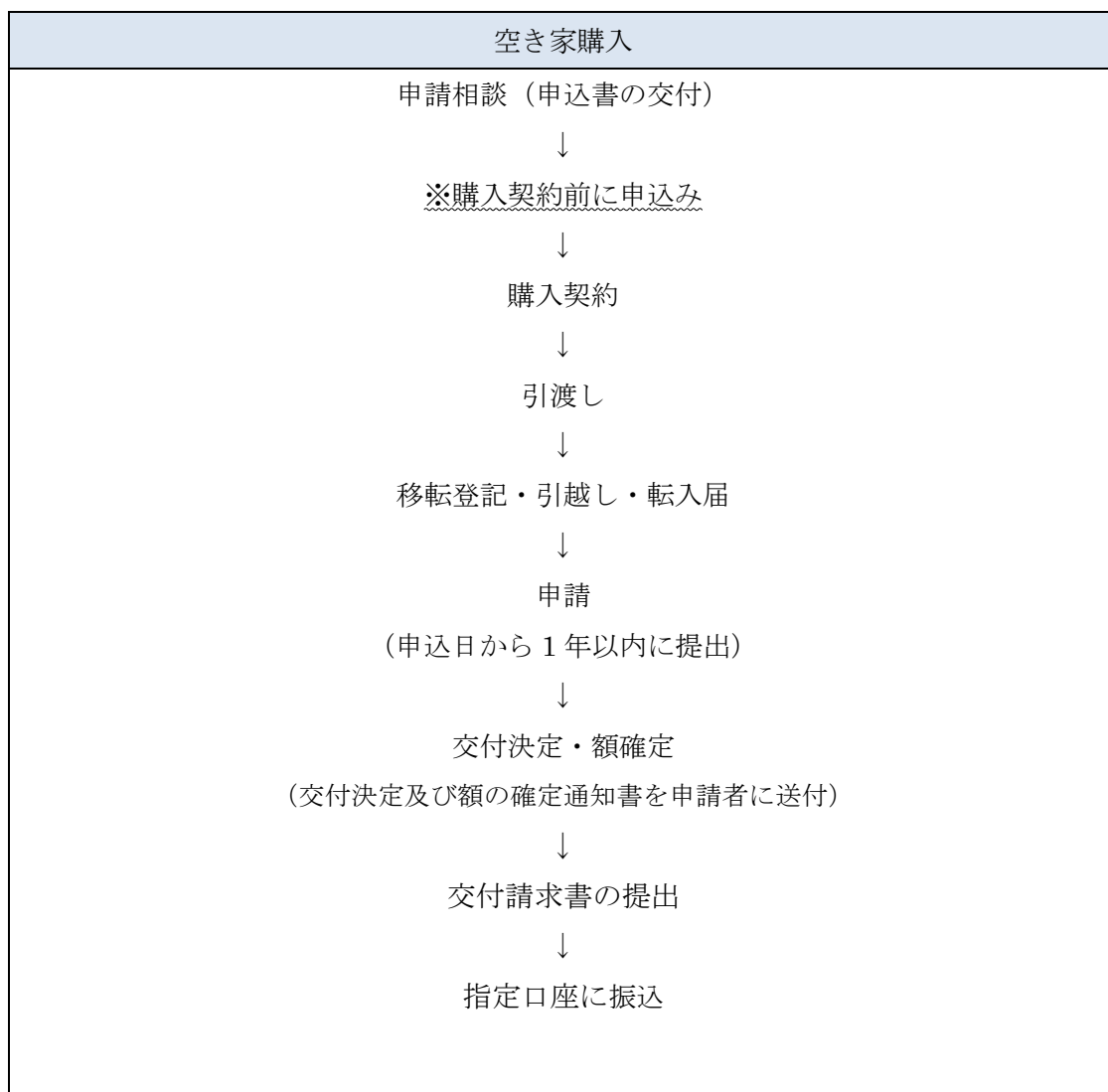
購入契約を締結する前に、事前申込書を提出してください。

■令和7年度の申請期間：令和7年4月1日から令和8年1月30日まで

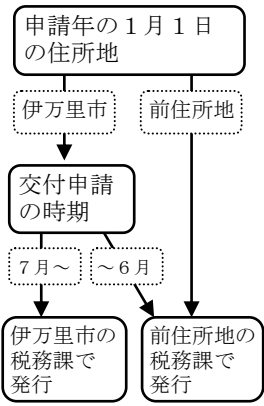
※令和8年1月30日までに所有者保存登記を完了する必要があります。

■交付申請書提出先：伊万里市役所 企業誘致・商工振興課 就活・移住支援係

■申請の流れ



5. 空き家購入移住奨励金交付申請に必要な書類

交付申請書類	交付先	確認
1 空き家購入移住奨励金交付申請書 ※日付空欄	—	
2 転入される世帯全員の「 <u>戸籍の附票</u> 」または「 <u>住民票の除票</u> 」 ※伊万里市外の居住要件が確認できるもの （※転入日から過去 5 年以内に婚姻等で戸籍が移動している場合は、前本籍地で「戸籍の附票」を取得してください。）	・戸籍の附票 （本籍地の役所） または ・住民票除票 （前住所地の役所）	
3 市税等の滞納がないことを証明するもの （転入される世帯全員分） ※前年度収入があり課税されている方は、 「完納証明書」または「納税証明書」 ※前年度収入がなく課税されていない方は、「非課税証明書」		
4 建物の登記事項証明書（全部事項証明） （※交付対象者名義で所有権保存登記または所有権移転登記をしたもの。）		
5 住宅購入契約書の写し		
6 住宅の平面図 および、住宅の位置図		
7 購入した住宅の全景写真（4枚程度）		
8 住民票謄本（ <u>続柄</u> の記載されたもの）※世帯全員分	・現住所地の役所	
9 アンケート	—	
10 その他 認印をご持参ください。	—	